

コーポレート・ガバナンス

企業理念に基づく健全な企業経営の推進により、継続的な企業価値の向上に努めます。

コーポレート・ガバナンス

■ 基本的な考え方

当社グループは、企業理念に基づき、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆さまに信頼され支持される健全で効率的な企業経営を推進することにより、継続的な企業価値の向上を図ります。また、そのために、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、経営における監督機能ならびに業務執行機能の強化、意思決定の迅速化、透明性および客観性の確保、コンプライアンス経営のさらなる充実等を図り、一層の企業価値向上に努めています。

■ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化・効率化および監督機能の強化をさらに推進するため、2020年6月より「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。重要な業務執行の決定につき柔軟に取締役委任可能な体制を採るとともに、執行役員制度を導入し、事業経営の迅速化や効率性の向上を図る一方で、社外取締役4名を含む取締役会における監督機能や監査等委員会による監査・監督機能の充実、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等の設置等を行い、経

営の重要事項決定における透明性、客観性の向上に努めています。

その他、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する方針等の詳細については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に記載しています。



コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

https://www.glory.co.jp/files/user/company/CGguideline74_jp.pdf

コーポレート・ガバナンス報告書

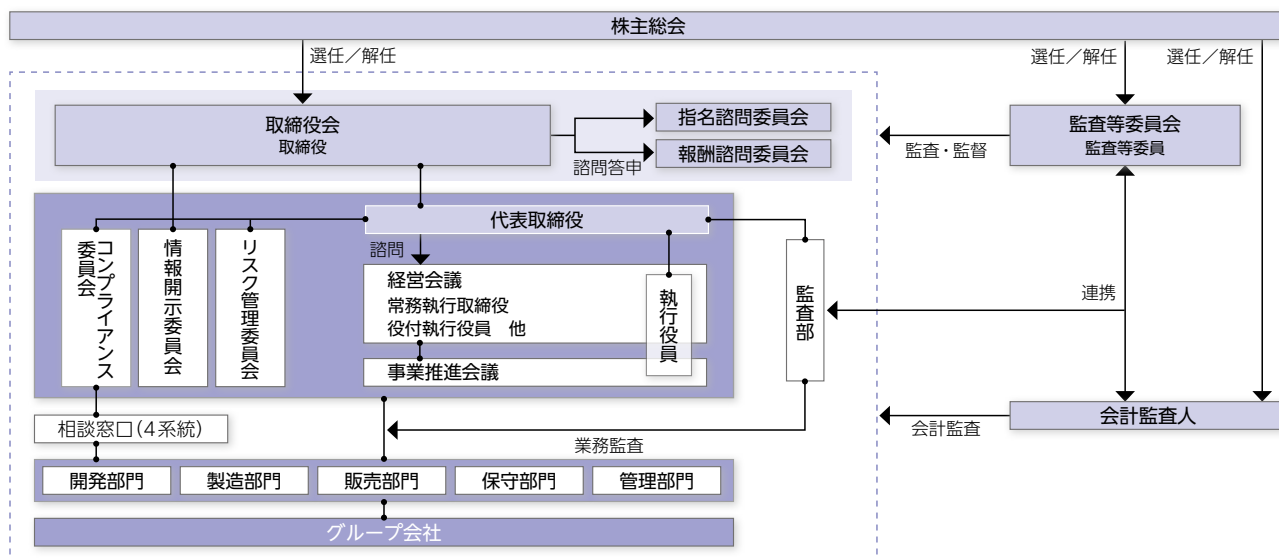
<https://www.glory.co.jp/company/governance/cgreport/>

主な機関等の概要

取締役・取締役会

当社の取締役会は、経営の監督機能が適切に発揮されるよう、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する資質を備えた独立社外取締役の比率を3分の1以上とすることとしており、現在、監査等委員でない取締役8名（うち独立社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち独立社外取締役2名）の計11名で構成しています。取締役会は、原則として月1回開催し、当社および当社グループの重要な経営方針の決定、業務執行の監督、業務執行状況の報告等を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制(2020年6月26日現在)



監査等委員会

当社の監査等委員会は、現在、独立社外取締役2名を含む3名で構成しています。監査等委員会は、会社の内部統制システムや内部監査部門、会計監査人との緊密な連携を活用しつつ、監査等委員会が定めた監査の方針および職務分担に従って年度の監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会において、監査の実施状況や結果に関する情報の共有や意見の交換を行うこととしています。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は、取締役・執行役員の指名や報酬決定に係る透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、構成員の半数以上および委員長を独立社外取締役とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。

主な機関等の構成員

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
代表取締役会長	尾上 広和	○		○	○
代表取締役社長	三和 元純	◎		○	○
取締役	尾上 英雄	○			
取締役	馬淵 成俊	○			
取締役	小谷 要	○			
取締役	原田 明浩	○			
社外取締役	井城 讓治	○		◎	○
社外取締役	内田 純司	○		○	◎
取締役 (監査等委員)	藤田 亨	○	◎		
社外取締役 (監査等委員)	濱田 聡	○	○		
社外取締役 (監査等委員)	加藤 恵一	○	○		

※ ◎は議長または委員長を表示しています。

役員報酬

現在の当社の取締役の報酬に関する方針は、以下の通りです。

報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、株主との価値を共有でき、かつ、その職責に相応しい水準とし、企業業績や企業価値の持続的な向上に対するインセンティブや優秀な人材の確保にも配慮した体系とします。

報酬の決定手続

取締役の報酬については、その透明性と客観性を確保する観点から、「報酬諮問委員会」の審議を踏まえたうえで、株主総会で承認を得た範囲内で、監査等委員でない取締役の報酬は取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員の協議により決定することとしています。

報酬体系

- 「固定報酬」、短期業績連動型「賞与」および中長期業績連動型「株式報酬」から構成する。
- 「固定報酬」は、役職および職責に応じて設定する。
- 「賞与」は、連結の「売上高」および「営業利益」を目標業績指標とし、期初に定めた目標値の達成度に応じた金銭を支給する。
- 「株式報酬」は、「2020中期経営計画」の業績目標のうち、連結の「ROE」および「営業利益率」を目標業績指標とし、期初に定めた各々の目標値の達成度に応じた株式等を付与する。
- 監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

取締役会の実効性評価

当社は、当社の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に基づき、2015年度より毎年、「取締役会の実効性に関する分析・評価」を行い、取締役会全体の機能強化を図っています。



取締役会の実効性に関する評価結果の概要

<https://www.glory.co.jp/company/governance/evaluation/>

コーポレート・ガバナンス

社外取締役メッセージ



井城 譲治

Joji Iki

社外取締役
指名諮問委員会 委員長
報酬諮問委員会 委員

川崎重工業株式会社において、ガスタービン・機械カンパニー プレジデント、取締役常務、取締役副社長等を歴任。2017年6月より現職。

近年コーポレートガバナンスの議論では、取締役会の在り方とともに、社外取締役の役割についても色々な考え方が示されていますが、私は、社外取締役の使命は取締役の職務執行の監督と経営戦略の立案・実行のサポートにあると考えております。

法令遵守・内部統制の確保、コンプライアンスの徹底は、企業にとって存続の基本要件であり、この点では監督を徹底することが重要です。また、コンプライアンスの要求レベルは、国内外の社会の変化に応じて変わっていくことにも注意が必要と考えています。

一方、この数年、IoT活用による社会の変化・キャッシュレス化の進展による市場の変化は大きく、当社グループの事業も、それらの変化に柔軟に対応していくことを求められておりますので、グループ経営戦略の立案・実行は極めて重要です。これまでのように、オーガニックな成長がある程度期待できる状況から、自ら製品と市場を切り開き、新事業・新市場を立ち上げていくことが必要な時代となっているからです。新事業・新市場のための製品開発、市場開拓、M&A等、新たなグループ経営戦略の立案と実行に際し、執行部門に対して強力に助言・後押しすることも社外取締役の責務と考えております。当社グループの取締役会は、ITツールも活用し、活発に議論が行われておりますが、一層忌憚のない意見交換とスピード感ある経営判断が行われるよう、今後も期待された役割を果たしていきたいと考えております。

本年初めより、新型コロナウイルスがもたらすパンデミックが日本を含め世界に甚大な影響を与えていますが、当社グループの持続的成長と中長期的企業価値のさらなる向上に向け、一層努力していきたいと思っております。



内田 純司

Junji Uchida

社外取締役
報酬諮問委員会 委員長
指名諮問委員会 委員

新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)常務取締役、大阪製鐵株式会社 取締役社長等を歴任。2019年6月より現職。

私は、当社とは異なる鉄鋼業でさまざまな実務と経営の経験を積んできました。その中で、事業の競争力強化のための構造改革や海外進出などのグローバル展開等、継続的に企業価値を高める施策の重要性を実感してきました。また同時に、企業は人と現場が命、顧客の信頼が財産だと、日々の仕事を通じて学んでまいりました。

グローリーは、長年築き上げてきた商品力に加え、積極的な海外展開により、今や業界屈指の優良企業となりました。しかし、昨今大きくかつ急激な市場の変化に直面しております。単に従来の事業を継続するに留まらず、あらゆる部門において、新たな、革新的な挑戦が求められているところです。

こうした中で社外取締役としての私の務めは、株主をはじめとする社外の視点に立って、当社経営の一層の活性化を促すとともに、公正で適切な業務執行に資する意見具申を行うことであると考えています。

折しも、本年より当社は、監査等委員会設置会社へ移行します。上場会社として、常にガバナンスの強化充実に向け先進的な取り組みを続けてきましたが、今後一層透明度の高い経営体制になります。一方、取締役会においても、既存事業の革新や海外事業の強化、そして新たな事業分野への進出等、これからのグローリーの成長を左右する重要テーマの議論が相次ぐと予想されます。また、新型コロナウイルス感染症による影響への対処も、企業としての評価を問われます。当社が育ててきた企業風土に敬意を払いつつ、いかに次の成長への貢献ができるか、緊張感を持ちながら与えられた役割を果たしてまいります。

私は、社外取締役の役割は、業務執行取締役による日常の業務執行が会社の基本的方針や経営戦略から逸脱していないか、事業リスクは合理的な範囲において管理されているかという観点からモニタリングすることであるとと考えています。私がこれまでに培ってきた監査法人での会計監査や他の上場会社での社外取締役としての経験を生かして、社内だけでは判断・評価しにくい事案に対して適切に関与していきたいと思えます。

当社の基本的な経営課題は、キャッシュレス化の進展による決済手段の多様化やAI・IoTなどのテクノロジーの進化という環境変化の中で、主要事業である通貨処理という既存事業をさらに深化させるとともに、新しい事業領域を開拓していくことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指していくことにあると思えます。そのための具体的な方策として、国内外のM&Aによる事業再編が考えられますが、取締役会においてM&A等の案件が提案された場合、会社の収益性と資本効率の観点から、株主とその他のステークホルダーの利益および企業価値が毀損されていないかどうかを監督していく必要があると考えています。

当社の社外監査役として、5年間、当社グループの事業および経営に関する認識を深めてまいりました。これまでの知見を融合・昇華させ、株主・投資家の皆さまのご期待に応えることができるよう精進してまいります。



濱田 聡

Satoshi Hamada

社外取締役(監査等委員)

公認会計士濱田聡経営会計事務所 所長。株式会社西松屋チェーン 社外取締役、WDBホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)等、他社の社外役員にも就任。2015年6月、当社社外監査役に就任。2020年6月より現職。

このたび当社は、監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、取締役会の監督機能が強化されるとともに、経営に関する意思決定の迅速化・効率化が期待され、当社のコーポレートガバナンス体制は一段と強化されます。それに伴い私は、社外取締役としての立場に加え、監査等委員の一人としても、独立した社外者の視点を大切に、取締役の職務執行の監査・監督に努めてまいります。

これまで、長年にわたる弁護士としての職務を通じて培ってきた知識・経験、他社での社外監査役を通じて得た経営感覚に加え、当社の社外監査役として、当社グループの事業および経営に関する認識を深めてきました。今後は、社外取締役としての立場で、取締役会における意思決定にも参画しながら、これらの知見をさらに深化させ、会社の持続的な成長の促進や中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社の経営方針や経営改善について適宜助言を行い、株主・投資家の皆さまのご期待に応えることができるようになりますよう精進してまいります。

キャッシュレス化の進行や決済手段の多様化、海外事業の拡大に伴う関係諸国におけるコンテンツリスク等、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。しかしながら、「絶えざる開発の心で、お客さまから信頼される製品とサービスを提供します」との経営理念の下、当社が時代の流れと向き合い、変化を恐れることなく、社会が求めるモノづくりと技術革新に挑戦し、今後も発展し続けることを期待します。



加藤 恵一

Keiichi Kato

社外取締役(監査等委員)

2003年10月に、弁護士登録。現 はりま法律事務所 パートナー弁護士。山陽酸素株式会社 社外監査役の他、地方公共団体の委員会委員等、外部委員経験も多数。2019年6月、当社社外監査役に就任。2020年6月より現職。

リスクマネジメント

事業運営上のリスクの予防・回避と災害発生時の損失軽減を図るとともに、ステークホルダーの安全確保に努めます。

リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスク管理体制の維持・強化を目的に、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。当社グループでは、定期的なリスク評価を行い、リスク項目ごとに定めた主管部門・責任者を中心に平時における予防措置を実施するとともに、危機発生時に迅速に対応できる体制の確保・向上に努めており、リスク管理委員会ではその結果に基づき、諸対応につき審議しています。その概要については、定期的に取り締役会で報告を行っています。

2019年度は、当社において、リスク管理委員会で定めた年度方針および重点実施項目に基づき、諸活動を展開しました。また、グループ各社に対しても、同一のリスク評価手法による評価に基づき、リスク低減策の立案と実行を展開し、グループにおけるリスク状況の把握と低減活動に努めました。

リスクマネジメント体制



リスク特定プロセス

当社グループは、当社を取り巻く経営環境の変化や各事業の進展等を踏まえ、毎年、想定リスクやその管理方針、対応策につき見直しを実施しています。

リスクの特定においては、現行評価のレビュー実施および社内外の環境変化等を踏まえた新規リスクの抽出を行います。その後、影響度・発生頻度などにより評価・分析を実施し、重要性の高い項目をリスク管理委員会において特定し、対策の立案を実施しています。これらの全社リスクは、財務影響との

関連を踏まえ、有価証券報告書などで開示している事業等のリスクにも適宜反映しています。

近年においては、世界的なキャッシュレス化の進行等も当社グループとして考慮すべきリスクと考えています。2019年度は、第4四半期から急速に感染拡大してきた新型コロナウイルスをはじめとするパンデミックを、考慮すべきリスクとして追加し、また有価証券報告書で開示している事業等のリスク内容の充実を図りました。

事業継続計画 (BCP) への取り組み

当社では、災害などの危機発生時においても重要業務を継続し迅速な復旧を図るため、事業継続計画 (BCP) を策定し、非常時に備えています。製品やサービスの安定した提供に向け、部品調達リスクの分散などによるサプライチェーンの強化や災害対応に関する規程・マニュアルの整備などを行い、緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。2019年度には、本社地区での災害を想定したBCP訓練を実施し、今後取り組むべき課題の明確化を図りました。

また、有事に備え、業務継続に大きな影響を及ぼす重要システムの災害対策強化や安否確認システムの導入、主要事業所への衛星電話の設置、食料や飲料水の配備などを行うとともに、定期的に防災訓練を実施することで、それら災害対策の実効性確保を図っています。



マシン油流出を想定した模擬訓練の様子

情報セキュリティ管理体制

現金処理や決済処理など機密情報の取り扱いが多い当社では、当社グループとしての基本的な考え方や取り組み姿勢について定めた「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき、グループ一体となって情報セキュリティの強化に取り組んでいます。

■ 組織的安全管理措置

「コンプライアンス委員会」の下部組織として「情報セキュリティ推進部会」を設置し、情報セキュリティ統括責任者の下、マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを回して継続的に改善を図っています。また、内部監査を定期的に行い、適合性や有効性をチェックしています。2019年度は、外部記憶媒体の社外持ち出し時の手続きやウイルスチェックの実施状況を重点的に行いました。

また近年、サイバー攻撃の危険性が高まる中、グループ会社を含むウェブサイトのセキュリティ診断を実施して脆弱性対策を講じるなど、ウェブサイトのセキュリティ強化を図っています。さらに、協力企業や業務委託先、グループ会社も含めたサプライチェーンに対するセキュリティ対策として、重要情報を取り扱う委託業者へのセキュリティ調査によりレベルを把握したうえで改善を指導するなど、サプライチェーン全体のセキュリティ強化も進めています。

情報セキュリティ対策の強化

お客さまの情報資産を安全かつ適切に取り扱うため、GCANセンター（情報処理センター）などのシステムソリューションやサービスの提供に関わる部門では、情報セキュリティに関する国際規格であるISO27001の認証を取得しています。

ISO27001 認証取得事業所・部門

グローリー株式会社 3部門	システム製品開発部門、GCANセンター、 保守モニタリングセンター
国内グループ会社 1社	グローリーシステムクリエイト株式会社

■ 技術的安全管理措置

ID管理システムやインターネット接続環境における不正侵入防止システムの導入、デバイスコントロールによる外部記憶媒体の利用制限を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。

■ 物理的安全管理措置

IDカードや顔認証による入退室管理システムや鍵管理システムを導入し、厳格なアクセス管理と記録の自動保存を実施しています。

また、自家発電機やUPS（無停電電源装置）などを設置して、ITインフラの可用性確保を図っています。

情報セキュリティ教育

■ 人的安全管理措置

情報セキュリティに関する事故を未然に防止するため、階層別に教育を実施しています。

新入社員を対象に、情報セキュリティの基礎知識や関連法規制などに関する研修を行う他、管理者を対象に、情報セキュリティ監督者としての責務と必要な知識の習得を図る研修を実施しています。加えて、経営層に対しては、情報セキュリティの社会動向（外部環境）と当社の状況（内部環境）を把握する研修などを実施しています。

また、全社教育として、毎年10月の企業倫理月間に合わせてeラーニングを実施し、社員の情報セキュリティリテラシーの向上に努めています。

情報セキュリティ・インシデント対応

情報漏洩やマルウェア感染、不正アクセスなどの情報セキュリティ・インシデントが発生した際には、被害の最小化や速やかな復旧、再発防止を図るための体制を整備しています。その中核を担う「G-CSIRT（Glory Computer Security Incident Response Team）」は、2014年から業界団体「日本シーサート協議会」に加盟し、情報の共有や収集、関連スキルの習得など、インシデント対応力の強化に努めています。

コンプライアンス

グループ全体でコンプライアンス意識の醸成を図り、誠実で公正な事業活動の遂行に努めます。

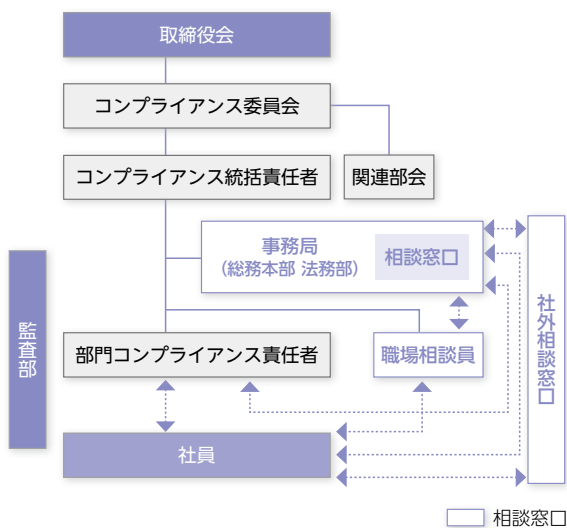
コンプライアンス体制

当社は、グループにおける法令遵守を経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の確保・向上に努めています。その施策の一つとして設置するものが、「コンプライアンス委員会」です。

同委員会は、社長を委員長に、社外有識者（弁護士）2名を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告しています。

また、コンプライアンス統括責任者を担当役員より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、コンプライアンスの徹底に向けた各施策の企画・立案や社員への教育・啓発活動などに取り組んでいます。

コンプライアンス体制



相談窓口(ヘルプライン)の設置

当社グループにおける贈収賄や人権侵害などを含むコンプライアンス全般に関する相談窓口(ヘルプライン)として、①直属上司、②コンプライアンス委員会事務局、③職場相談員、④社外相談窓口(弁護士事務所)の4系統の窓口を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・是正を図るとともに、「内部相談規程」に基づき相談者の保護に努めています。

2019年度は、22件の相談が寄せられ、それぞれの相談事案に対し、事実調査を行ったうえで適切に対処しました。

法令遵守規範

当社では、国内外のグループ会社すべての役員および社員ならびに代理店などのビジネスパートナーが遵守すべき法令や倫理規範を定めた「グローリー法令遵守規範」を制定しています。

本規範は、近年加速する海外事業の拡大に合わせ、グローバルな視点で策定しています。当社ブランドに相応しい誠実かつ公正なビジネスを継続し、高いレベルでの法令遵守倫理観を維持徹底するために、グループ全社員への「ハンドブック」の配付や研修などを通じて、コンプライアンス意識のさらなる向上に向けて取り組んでいます。なお、本規範は、取締役の承認のもと追加および修正を行っています。

2019年度において、重大な法令違反はありませんでした。

腐敗防止の取り組み

当社は、「グローリー法令遵守規範」にて贈収賄の禁止や汚職防止について明文化し、国内外グループ全社員とビジネスパートナーへの周知徹底に努めています。また、eラーニングをはじめとした教育も実施し、腐敗行為の未然防止を図っています。

なお、2019年度において、贈収賄をはじめとした腐敗行為に関わる事案は発生しておりません。



グローリー法令遵守規範の概要
(贈収賄と汚職防止、マネーロンダリング)

<https://www.glory.co.jp/csr/governance/compliance/#anchor02>

個人情報保護への取り組み

当社グループでは、事業活動を通じて取得したお客さまやお取引先さま、株主さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまの個人情報を適切に管理することが、当社の重要な責務であると考え、個人情報保護方針の下、個人情報の適切な管理に努めています。

また、2018年5月のEU一般データ保護規則(GDPR)の施行に伴い、規程の整備や研修などを実施し、適切な対応に向け取り組んでいます。



個人情報保護方針

<https://www.glory.co.jp/info/privacy/>

コンプライアンス教育

コンプライアンスの徹底を目指し、グループ会社も含めた包括的な教育を行っています。新入社員に対しては、法令・倫理に関する基本事項や社内規程について教育する他、毎年10月の企業倫理月間には、国内グループ全従業員を対象に、基本事項や社会動向などをテーマにしたeラーニングを実施しています。

2019年度は、「グローリー法令遵守規範」で定めている機密情報保護規程やハラスメントの防止、インサイダー取引規制などをテーマに実施し、6,857名が受講しました。この他にも、新任管理者教育や専門教育などを行い、各種法令および企業倫理に関する周知徹底を図っています。

知的財産活動

■ 基本的な考え方

当社は、国内外の発明等の創造と権利の取得を推進するとともに、知的財産権の活用および他者権利調査による係争等のリスク回避策を講じることにより、当社グループの利益に貢献する活動を行っています。

■ 事業に貢献する活動

事業部門や開発部門など、知的財産に関わりのある部門と知的財産部が定期的に集まって知財戦略会議を開催し、事業を優位に進めるための知的財産活用や出願戦略などを議論することで、事業活動と連動した知的財産活動を行っています。

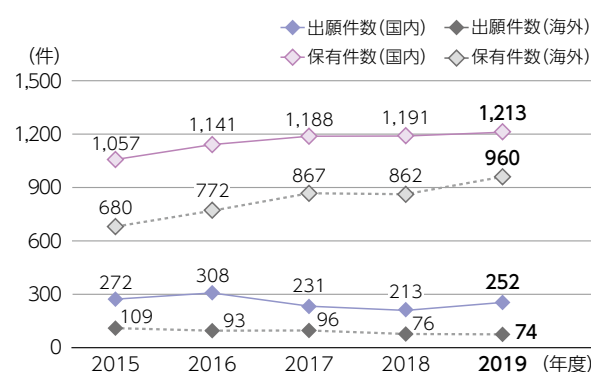
一方、早期に有効特許を創出するために、企画、開発段階のそれぞれにおいてアイデアを抽出する活動も行っており、出願した特許が登録になれば事業部門や開発部門と権利の内容を共有するとともに、それらの権利が今後どのように活用できるかを議論しています。

また、M&Aや業務提携をする際に、世界中に出願されている特許公報から、相手が保有している技術の強みや弱み、その技術が業界において優位性があるのか、将来性があるのかなど、特許技術面からの分析を行い、当社にとって有利な事業展開ができる

よう、知財面から考察した情報を発信する活動にも取り組んでいます。

当社グループの2019年度末時点における特許・実用新案・意匠の保有件数は、国内1,213件、海外960件の合計2,173件です。

特許・実用新案・意匠出願件数および保有件数



※1 特許・実用新案・意匠の合計件数

※2 国内、海外ともに連結での合計件数

■ 知的財産に関する人材育成

企画部門、開発部門に対しては、知的財産に対する意識を高めるため、階層別研修を実施しています。

知的財産部員に対しては、資格職位別に人材育成プログラムを策定し、それを実行することで専門性を高める仕組みを構築し、関係する部門だけではなく、知的財産部内においてもそれぞれの段階に応じた人材育成ができるようにしています。

また、発明者に対する発明意欲の向上を図るため、届出申請された優秀な発明、事業に貢献した発明などに対して報償金を支払う発明報償制度も充実させています。

株主・投資家への責任

ステークホルダーに対する情報の適正な開示と、相互間の対話・協働に努めます。

情報開示と建設的な対話に関する方針

当社は、企業行動指針において「ステークホルダー（利害関係人）に対する情報の適正な開示と、相互間の対話・協働に努めます」と定め、この考えに基づき、迅速、正確かつ公平な情報開示によって経営の透明性を高めるとともに、建設的な対話を通じて当社の経営方針や事業活動についての理解を促進し、株主・投資家の皆さまとの長期的な信頼関係の構築を図ります。

WEB

株主・投資家の皆さまへの情報開示と建設的な対話に関する方針

<https://www.glory.co.jp/ir/management/policy/>

株主総会

当社は、株主の皆さまとの対話の機会を重視しており、株主総会の活性化に向けた取り組みを行っています。

株主の皆さまに、株主総会の議案について十分検討していただけるよう、総会日の3週間前に招集通知を送送するとともに、4週間前には、東京証券取引所および当社のウェブサイトに招集通知を早期掲載しています。また、招集通知は、より分かりやすい資料となるよう写真やグラフも掲載するなど、毎年工夫を重ねています。また、議決権行使の電子化も行い、株主の皆さまが、決議により参加していただきやすい環境を整備しています。

株主総会当日は、社長が映像やナレーション等も活用しながら、決議事項、報告事項について詳細に説明を行い、株主の皆さまに各議案について十分に審議いただけるように努めています。また、株主総会後の「ショールーム見学会」では、主要製品を展示するとともに、社長をはじめとした役員や社員が製品や歴史等について説明を行い、株主の皆さまとの対話を心がけています。



株主総会

WEB

株主総会

<https://www.glory.co.jp/ir/meeting/>

株主・投資家との対話

当社に対する理解を深めていただくため、株主・投資家の皆さまとの対話の機会を積極的に設けています。

機関投資家およびアナリストの皆さまとのミーティングでは、経営戦略やビジネスモデル、中長期経営計画に加え、株主還元、資本政策などのテーマについて積極的に対話を行っています。

情報開示については、決算説明会およびコンファレンスコールを開催する他、決算補足資料として業績を各セグメント別、各地域別に開示するなど自主開示を積極的に行っています。さらに、当社の経営戦略や事業活動に関する理解を深めていただくため、工場見学会や展示会へのご招待など、当社の取り組みを直接ご覧いただくIRイベントを開催しています。

また、個人の株主・投資家の皆さまに対しては、証券会社と説明会を共催する他、株主通信やウェブサイトの各種コンテンツなどを通して、分かりやすい事業内容の紹介に努めています。



決算説明会

主な対話実績(2019年度)

- 第73回定時株主総会来場者数 **約280名**
- 機関投資家・証券会社アナリストとのミーティング **延べ約300社**
- 個人投資家向け説明会参加者数 **約380名** (計7回開催)

ウェブサイトによる情報開示

タイムリーな情報開示と利便性の向上を目的に、ウェブサイト内に株主・投資家向け専用サイトを設けています。四半期ごとの決算説明資料をはじめ、株主通信、アニュアルレポートなどの資料を開示し内容の充実を図るとともに、分かりやすく、使いやすいサイトを目指しています。